

外務省告示第十六号
 アメリカ合衆国大統領一行の来日に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。
 令和元年五月二十二日

一 東京国際空港

外務大臣臨時代理
 国務大臣 菅 義偉

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	東京都大田区	東京都大田区	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と二、三、四に掲げる点とを結んだ線により囲ま
	羽田空港	羽田空港（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度三十二分二十三秒、東経百三十九度四十九分三十一秒の点 二 北緯三十五度三十二分三十五秒、東経百三十九度四十九分三十一秒の点 三 北緯三十五度三十二分四十五秒、東経百三十九度四十九分三十一秒の点

れた区域

四	度	北緯三十五度三十二分四十五秒、東経百三十九度四十九分十五秒の点
五	度	北緯三十五度三十二分二十五秒、東経百三十九度四十八分四十四秒の点
六	度	北緯三十五度三十三分〇秒、東経百三十九度四十八分十四秒の点
七	度	北緯三十五度三十四分二十秒、東経百三十九度四十七分十六秒の点
八	度	北緯三十五度三十四分二十三秒、東経百三十九度四十七分三秒の点
九	度	北緯三十五度三十四分十七秒、東経百三十九度四十六分十秒の点
十	度	北緯三十五度三十四分七秒、東経百三十九度四十六分三秒の点
十一	度	北緯三十五度三十三分四十七秒、東経百三十九度四十五分四十九秒の点
十二	度	北緯三十五度三十三分五十八秒、東経百三十九度四十五分三十九秒の点
十三	度	北緯三十五度三十四分一秒、東経百三十九度四十五分二十五秒の点
十四	度	北緯三十五度三十三分五十秒、東経百三十九度四十五分六秒の点
十五	度	北緯三十五度三十三分三十七秒、東経百三十九度四十五分三秒の点
十六	度	北緯三十五度三十三分十八秒、東経百三十九度四十四分五十八秒の点

対象外国公館等の所在地	期間	<p>備考</p> <p>「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p>
千葉県茂原市	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	
中善寺七百番地		
		<p>二 茂原カントリー倶楽部</p> <p>十七度北緯三十五度三十二分五十二秒、東経百三十 九度北緯三十五度三十二分四十一秒、東経百三十 十八度北緯三十五度三十二分四十一秒、東経百三十 十九度北緯三十五度三十二分四秒、東経百三十九度 四十六分三十八秒の点 二十度北緯三十五度三十一分五十四秒、東経百三十 九度北緯三十七分四十五秒、東経百三十 二十一度北緯三十七分四十五秒、東経百三十 十九度北緯三十七分四十五秒、東経百三十 二十二度北緯三十七分四十五秒、東経百三十 九度北緯三十七分四十九秒の点 二十三度北緯三十五度三十一分七秒、東経百三十九 度四十八分二秒の点 二十四度北緯三十五度三十一分八秒、東経百三十九 度四十八分十六秒の点</p>

対象外国公館等の 区域	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
千葉県茂原市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と三に掲げる 点とを結んだ 線により囲まれ た区域
中善寺（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 北緯三十五度二十四分四十五秒、東経百四十度 十六分二十秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十四分三十五秒、東経百四十度 十六分三十五秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十四分二十七秒、東経百四十度 十六分五十五秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十四分八秒、東経百四十度十六 分五十一秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十四分一秒、東経百四十度十六 分三十五秒の点</p> <p>六 北緯三十五度二十三分五十秒、東経百四十度十 六分四十秒の点</p> <p>七 北緯三十五度二十三分三十七秒、東経百四十度 十六分二十六秒の点</p> <p>八 北緯三十五度二十三分三十四秒、東経百四十度 十六分三十五秒の点</p> <p>九 北緯三十五度二十三分四十五秒、東経百四十度 十五分三十二秒の点</p> <p>十 北緯三十五度二十四分八秒、東経百四十度十五 分三十秒の点</p> <p>十一 北緯三十五度二十四分十五秒、東経百四十度 十五分四十七秒</p>

<p>備考</p> <p>「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>十二 北緯三十五度二十四分二十四秒、東経百四十四度十六分二秒</p> <p>十三 北緯三十五度二十四分三十七秒、東経百四十四度十六分七秒</p>
---	---

三 赤坂プレス・センター

<p>期間</p>	<p>対象外国公館等の所在地</p>	<p>対象外国公館等の敷地</p>	<p>対象外国公館等に係る対象施設周辺地域</p>
<p>令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで</p>	<p>東京都港区</p>	<p>東京都港区</p>	<p>東京都港区</p>
	<p>六本木七丁目二十三番</p>	<p>六本木七丁目二十三番（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>南青山一丁目十八番から二十五番まで、南青山二丁目三十三番から三十五番まで、六本木六丁目二番から四番まで、六本木七丁目一番から十三番及び十五番から二十二番まで、西麻布一丁目一番から十五番まで、西麻布二丁目二番、四番から十七番まで及び二十四番、西麻布三丁目一番、二番及び十九番から二十四番まで</p>

備考
 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。
 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 パレスホテル東京

期間	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで		
対象外国公館等の所在地	東京都千代田区	丸の内一丁目一番地一号	
対象外国公館等の敷地	東京都千代田区	丸の内一丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	皇居外苑三番、丸の内一丁目一番から五番まで、大手町一丁目一番、五番、六番	
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区			

域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

五 迎賓館

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の敷地	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	東京都港区	東京都港区	東京都千代田区
	元赤坂二丁目一番	元赤坂二丁目一番（次の図面に示す部分に限る。）	紀尾井町四番から七番まで及び麴町六丁目
		元赤坂一丁目及び元赤坂二丁目	東京都新宿区
		四谷一丁目一番から二番及び九番から十八番まで、四谷二丁目一番、若葉一丁目十番から二十四番まで、若葉三丁目一番及び八番から十番まで、南元町二十番及	

六 国技館

<p>対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域</p>	<p>対象外国公館等の 敷地</p>	<p>対象外国公館等の 所在地</p>	<p>期間</p>	<p>備考</p>
<p>東京都墨田区</p>	<p>東京都墨田区</p>	<p>東京都墨田区</p>	<p>令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
<p>横網一丁目、横網二丁目一番から三番、両国一丁目、十二番から十八番、両国二丁目十一番から二十一番、両国三丁目二十一番から二十六番まで、両国四丁目三十一番から三十八番まで</p>	<p>横網一丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>横網一丁目三番二十八号</p>		<p>び二十三番から二十六番まで</p>

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

七 米海軍横須賀基地

期間	対象外国公館等の所在地	対象外国公館等の区域	対象外国公館等に係る対象施設周辺地域
令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで	市 神奈川県横須賀	市 神奈川県横須賀	次に掲げる点と二次に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域
	泊町一番地（司令部住所）	泊町一番地（次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 北緯三十五度十八分十七秒、東経百三十九度四十分七秒</p> <p>二 北緯三十五度十八分十四秒、東経百三十九度四十分二十三秒</p> <p>三 北緯三十五度十八分十秒、東経百三十九度四十分三十三秒</p> <p>四 北緯三十五度十七分五十一秒、東経百三十九度四十分五十七秒</p>

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
十九	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯	北緯
三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度	三十五度
十七分	十七分	十七分	十六分	十六分	十六分	十七分	十七分	十七分	十七分	十七分	十七分	十七分	十七分
二十五秒	十四秒	二秒	五十五秒	四十七秒	五十四秒	一秒	九秒	十一秒	九秒	二十秒	二十六秒	二十八秒	三十六秒
東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經	東經
百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度	百三十九度

海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎

<p>対象外国公館等の所在地</p>	<p>期間</p>	<p>備考</p>
<p>神奈川県横須賀市</p>	<p>令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで</p>	<p>「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>西逸見町一丁目無番地</p>		<p>三十九分十三秒 十九分北緯三十五度十七分四十秒、東経百三十九度三十九分十八秒 二十九分北緯三十五度十七分四十三秒、東経百三十九度三十九分二十秒 三十一分北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十九分三十二秒 三十二分北緯三十五度十七分五十一秒、東経百三十九度三十九分三十五秒 三十三分北緯三十五度十七分六十秒、東経百三十九度三十九分三十八秒 三十四分北緯三十五度十八分四秒、東経百三十九度三十九分三十一秒 三十五分北緯三十五度十八分十三秒、東経百三十九度三十九分四十四秒</p>

備考 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。	対象外国公館等の 敷地	対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域
	神奈川県横須賀 市	次に掲げる点を順 次に結んだ線及び 一に掲げる点と十 二に掲げる点とを結 んだ線により囲ま れた区域
	西逸見町一丁目無番地（次の図面に示す部分に限 る。）	一 北緯三十五度十七分三十四秒、東経百三十九度三 十八分五十五秒 二 北緯三十五度十七分四十二秒、東経百三十九度三 十九分四秒 三 北緯三十五度十七分三十三秒、東経百三十九度三 十九分二十三秒 四 北緯三十五度十七分十秒、東経百三十九度三十九 分三十二秒 五 北緯三十五度十七分一秒、東経百三十九度三十九 分三十二秒 六 北緯三十五度十六分五十八秒、東経百三十九度三 十九分三十二秒 七 北緯三十五度十六分五十六秒、東経百三十九度三 十九分二十三秒 八 北緯三十五度十七分四秒、東経百三十九度三十八 分五十七秒 九 北緯三十五度十七分十秒、東経百三十九度三十八 分四十九秒 十 北緯三十五度十七分十七秒、東経百三十九度三十 八分四十二秒

九 アメリカ合衆国大使館

期間	令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで		
対象外国公館等の所在地	東京都港区	赤坂一丁目十番五号	
対象外国公館等の敷地	東京都港区	赤坂一丁目十番	
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区 東京都港区	霞ヶ関三丁目七番 赤坂一丁目、赤坂二丁目二番、十一番及び十九番、六本木一丁目一番から三番、虎ノ門二丁目二番から四番及び七番から九番、虎ノ門三丁目一番から二番及び五番から六番、虎ノ門四丁目一番及び三番	
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとす。			

十 六本木アロービル

<p>期間</p>	<p>令和元年五月二十五日から令和元年五月二十八日まで</p>	<p>対象外国公館等の所在地</p>	<p>東京都港区</p>	<p>対象外国公館等の敷地</p>	<p>東京都港区</p>	<p>対象外国公館等に 係る対象施設周辺 地域</p>	<p>東京都港区</p>	<p>六本木三丁目十四番（次の図面に示す部分に限る。） 六本木三丁目三番から十八番、六本木五丁目一番から九番及び十六番から十八番</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>								